

その扶養料支払の始期については、①請求時説（東京高決昭和35.4.19家裁月報12・12・73等）、②要扶養状態発生時説（神戸家審昭和37.11.5家裁月報15・6・69等）などがある。

なお、扶養をすべき者若しくは扶養を受けるべき者の順序又は扶養の程度若しくは方法についての協議又は審判があった後事情の変更を生じたときは、家庭裁判所は、その協議又は審判を変更又は取り消すことができる（民法880条）が、当事者の協議による変更・取消しもできると解されている。

また、扶養請求権は、一身専属性があり、処分することができない（民法881条）。

2 本文例は、資力に余裕のある兄の、生活に困窮する弟に対する「生活扶助」としての扶養義務の履行に関する契約で、第1条は、その本文で給付の基本金額を定め、ただし書は、上記基本金額も将来増額されることがあることを確認し、第2条は、病気等の特別出費による支出負担のあることを更に確認合意した例である。

その契約の類型及び法的性質は、【文例14】の第2条及び第3条と全く同一であるから、同文例の参考事項1と2を参照されたい。

なお、第1条及び第2条には「乙の請求により」という記載があるが、これは扶養義務の始期について、前記のとおり学説が分かれているので、請求時説すなわち扶養権利者の請求時を基準に発生するとする通説に従うことを明らかにしたものである。

【文例17】 任意後見契約（将来型）

任意後見契約公正証書

本公正人は、委任者〇〇〇〇（以下「甲」という。）及び受任者〇〇〇〇（以下「乙」という。）の嘱託により、次の法律行為に関する陳述の趣旨を録取し、この公正証書を作成する。

第1条（契約の趣旨）

甲は、乙に対し、平成〇〇年〇月〇日、任意後見契約に関する法律に基づき、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における甲の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務（以下「後見事務」という。）を委任し、乙は、これを受任する（以下「本契約」という。）。

第2条（契約の発効時期等）

- 1 本契約は、任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる。
- 2 本契約締結後、甲が精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況になったときは、乙は、速やかに、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の請求をしなければならない。
- 3 本契約の効力発生後における甲と乙との間の法律関係については、任意後見契約に関する法律及び本契約に定めるもののほか、民法の規定に従う。

第3条（後見事務の範囲）

甲は、乙に対し、別紙「代理権目録（任意後見契約）」記載

の後見事務（以下「本件後見事務」という。）を委任し、その事務処理のための代理権を付与する。

第4条（身上配慮の責務）

乙は、本件後見事務を処理するに当たっては、甲の意思を尊重し、かつ、甲の身上に配慮するものとし、その事務処理のため、適宜甲と面接し、ヘルパーその他日常生活援助者から甲の生活状況につき報告を求め、主治医その他医療関係者から甲の心身の状態につき説明を受けることなどにより、甲の生活状況及び健康状態の把握に努めるものとする。

第5条（証書等の保管等）

1 乙は、甲から本件後見事務処理のために必要な次の証書等及びこれらに準ずるものの引渡しを受けたときは、甲に対し、その明細及び保管方法を記載した預り証を交付する。

①登記済権利証・登記識別情報、②実印・銀行印、③印鑑登録カード、住民基本台帳カード、個人番号（マイナンバー）カード・個人番号（マイナンバー）通知カード、④預貯金通帳、⑤キャッシュカード、⑥有価証券・その預り証、⑦年金関係書類、⑧健康保険証、介護保険証、⑨土地・建物賃貸借契約書等の重要な契約書類

2 乙は、本契約の効力発生後、甲以外の者が前項記載の証書等を占有所持しているときは、その者からこれらの証書等の引渡しを受けて、自らこれを保管することができる。

3 乙は、本件後見事務を処理するために必要な範囲で前記の証書等を使用するほか、甲宛の郵便物その他の通信を受領し、本件後見事務に関連すると思われるものを開封することができる。

第6条（費用の負担）

乙が本件後見事務を処理するために必要な費用は、甲の負担とし、乙は、その管理する甲の財産からこれを支出することができる。

第7条（報酬）

〔報酬額の定めがある場合〕

1 甲は、本契約の効力発生後、乙に対し、本件後見事務処理に対する報酬として、1か月当たり金〇〇円を当月末日限り支払うものとし、乙は、その管理する甲の財産からその支払を受けることができる。

2 前項の報酬額が次の事由により不相当となった場合には、甲及び乙は、任意後見監督人と協議の上、これを変更することができる。

(1) 甲の生活状況又は健康状態の変化

(2) 経済情勢の変動

(3) その他現行報酬額を不相当とする特段の事情の発生

3 前項の場合において、甲がその意思を表示することができない状況にあるときは、乙は、甲を代表する任意後見監督人との間の合意によりこれを変更することができる。

4 前二項の変更契約は、公正証書によってしなければならない。

5 後見事務処理が、不動産の売却処分、訴訟行為、その他通常の財産管理事務の範囲を超えた場合には、甲は、乙に対し、毎月の報酬とは別に報酬を支払う。この場合の報酬額は、甲と乙が任意後見監督人と協議の上これを定める。甲がその意思を表示することができないときは、乙は、甲を代表する任意後見監督人との間の合意によりこれを変更することができる。この報酬支払契約は、公正証書によってしなければならない。

〔無報酬の場合〕

- 1 乙の本件後見事務処理は、無報酬とする。
- 2 本件後見事務処理を無報酬とすることが、次の事由により不相当となった場合には、甲及び乙は、任意後見監督人と協議の上、報酬を定め、また、定めた報酬を変更することができる。
 - (1) 甲の生活状況又は健康状態の変化
 - (2) 経済情勢の変動
 - (3) その他本件後見事務処理を無報酬とすることを不相当とする特段の事情の発生
- 3 前項の場合において、甲がその意思を表示することができない状況にあるときは、乙は、甲を代表する任意後見監督人との合意により報酬を定め、また、定めた報酬を変更することができる。
- 4 前二項の報酬支払契約又は変更契約は、公正証書によってしなければならない。
- 5 (報酬額の定めがある場合の第5項に同じ)

第8条 (報告)

- 1 乙は、任意後見監督人に対し、3か月ごとに、本件後見事務に関する次の事項について書面で報告する。
 - (1) 乙の管理する甲の財産の管理状況
 - (2) 甲を代理して取得した財産の内容、取得の時期・理由・相手方及び甲を代理して処分した財産の内容、処分の時期・理由・相手方
 - (3) 甲を代理して受領した金銭及び支払った金銭の状況
 - (4) 甲の生活、療養看護につき行った措置
 - (5) 費用の支出及び支出した時期・理由・相手方
 - (6) (報酬の定めがある場合) 報酬の収受

- 2 乙は、任意後見監督人の請求があるときは、いつでも速やかにその求められた事項につき報告する。

第9条 (契約の解除)

- 1 甲又は乙は、任意後見監督人が選任されるまでの間は、いつでも公証人の認証を受けた書面によって、本契約を解除することができる。
- 2 甲又は乙は、任意後見監督人が選任された後は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、本契約を解除することができる。

第10条 (契約の終了)

- 1 本契約は、次の場合に終了する。
 - (1) 甲又は乙が死亡し、又は破産手続開始決定を受けたとき。
 - (2) 乙が後見開始の審判を受けたとき。
 - (3) 乙が任意後見人を解任されたとき。
 - (4) 甲が任意後見監督人選任後に法定後見 (後見・保佐・補助) 開始の審判を受けたとき。
 - (5) 本契約が解除されたとき。
- 2 任意後見監督人が選任された後に前項各号の事由が生じた場合、甲又は乙は、速やかにその旨を任意後見監督人に通知するものとする。
- 3 第1項第1号、第2号、第5号の各事由が生じた場合、甲又は乙は、速やかに任意後見契約の終了の登記を申請しなければならない。

〔後記「代理権目録 (任意後見契約)」を別紙として添付する。〕

【附録第1号様式による任意後見契約の代理権目録】

第1号様式(チェック方式)の代理権目録は、【文例21】の末尾に〈資料2〉として掲載する。

【附録第2号様式による任意後見契約の代理権目録】

第2号様式は、代理権の内容を包括的に記載する方式である。〔記載例Ⅰ〕は、概括的なものであり、〔記載例Ⅱ〕は、詳細であるが不要なものは削ることが予定されている。

〔記載例Ⅰ〕

代理権目録(任意後見契約)

- 1 不動産、動産等全ての財産の保存、管理及び処分に関する事項
- 2 金融機関、証券会社及び保険会社との全ての取引に関する事項
- 3 甲の生活費の送金及び生活に必要な財産の取得、物品の購入その他の日常生活関連取引並びに定期的な収入の受領及び費用の支払に関する事項
- 4 医療契約、入院契約、介護契約その他の福祉サービス利用契約、福祉関係施設入退所契約に関する事項
- 5 要介護認定の申請及び認定に関する承認又は審査請求に関する事項
- 6 訴訟行為(民事訴訟法第55条2項の特別授權事項を含む。)に関する事項
- 7 以上の各事項に関連する一切の事項

〔記載例Ⅱ〕

代理権目録(任意後見契約)

- 1 不動産、動産等全ての財産の保存、管理及び処分に関する事項
- 2 金融機関、証券会社との全ての取引に関する事項
- 3 保険契約(類似の共済契約等を含む。)に関する事項
- 4 定期的な収入の受領、定期的な支出を要する費用の支払に関する事項
- 5 生活費の送金、生活に必要な財産の取得に関する事項及び物品の購入その他の日常関連取引(契約の変更、解除を含む。)に関する事項
- 6 医療契約、入院契約、介護契約その他の福祉サービス利用契約、福祉関係施設入退所契約に関する事項
- 7 要介護認定の申請及び認定に関する承認又は審査請求並びに福祉関係の措置(施設入所措置を含む。)の申請及び決定に対する審査請求に関する事項
- 8 シルバー資金融資制度、長期生活支援資金制度等の福祉関係融資制度の利用に関する事項
- 9 登記済権利証・登記識別情報、印鑑、印鑑登録カード、住民基本台帳カード、個人番号(マイナンバー)カード・個人番号(マイナンバー)通知カード、預貯金通帳、キャッシュカード、有価証券・その預り証、年金関係書類、健康保険証、介護保険証、土地・建物賃貸借契約書等の重要な契約書類その他重要書類の保管及び各事項の事務処理に必要な範囲内の使用に関する事項

- 10 居住用不動産の購入及び賃貸借契約並びに住居の新築・増改築に関する請負契約に関する事項
- 11 登記及び供託の申請、税務申告、各種証明書の請求に関する事項
- 12 遺産分割の協議、遺留分侵害額請求、相続放棄、限定承認に関する事項
- 13 配偶者、子の法定後見開始の審判の申立てに関する事項
- 14 新たな任意後見契約の締結に関する事項
- 15 以上の各事項に関する行政機関への申請、行政不服申立て、紛争の処理（弁護士に対する民事訴訟法第55条第2項の特別授權事項の授權を含む訴訟行為の委任、公正証書の作成嘱託を含む。）に関する事項
- 16 復代理人の選任、事務代行者の指定に関する事項
- 17 以上の各事項に関連する一切の事項

【同意を要する旨の特約目録】

重要な委任事項について、慎重を期するため、任意後見人がその事務を行うに際し、個別に任意後見監督人の書面による同意を要することとする。その場合の特約目録は下記のとおりである。後見登記等に関する法律（以下「後見登記法」という。）5条4号は、「任意後見受任者又は任意後見人の代理権の範囲」を登記すべき事項としており、法3条の規定による証書の様式に関する省令（平成12.2.24法務省令9号）の附録第1号様式の注4、附録第2号様式の注3は、代理行為の一部又は全部につき、本人又は第三者の同意（承認）を必要とする旨の特約が付されているときは、その旨を「同意（承認）を要する旨の特約目録」に記載して添付することを要求している（後記〈資料2〉参照）。

同意を要する特約目録

乙が以下の行為を行うには、個別に任意後見監督人の書面による同意を要する。

- 1 居住用不動産の購入及び処分
- 2 不動産その他重要な財産の処分
- 3 弁護士に対する民事訴訟法第55条第2項の特別授權事項の授權を含む訴訟行為の委任
- 4 復代理人の選任

【代理権の共同行使の特約目録】

複数受任者が、単独代理や代理権分掌でなく、共同して代理する場合の目録である。この場合、代理権の行使は不可分であるから契約が1個となることにつき、後記参考事項6(2)共同代理の場合を参照。後見登記法5条5号は、「数人の任意後見人が共同して代理権を行使すべきことを定めたときは、その定め」を登記事項としており、前記省令（平成12.2.24法務省令9号）の附録第1号様式の注3、附録第2号様式の注2は、「代理権の共同行使の特約目録」を記載して添付することを要求している（後記〈資料2〉参照）。

代理権の共同行使の特約目録

任意後見受任者（任意後見人）〇〇〇〇及び〇〇〇〇は、共同して委任事務を処理（代理権を行使）するものとする。

（注1） 任意後見契約の文例に関する文献として、日本公証人連合会文例委員会「任意後見契約の文例」公証127号245頁、落合威「任意後見公正証書・その文例について」、自由と正義2000年1月号102頁、山下和彦「任意後見契約基本文例の考察」実践成年後見1号90頁、神崎満治郎「高齢者にわかりやすい『任意後見契約公正証書』の文例を求めて」実践成年後見2号67頁があり、公証人から見た任意後見契約の問題点に関する文献として、日本公証人連合会・東京公証人会法規委員会「任意後見契約に関する実務上の問題」公証127号267頁、田崎文夫「任意後見契約の運用素描」自由と正義2001年11月号62頁、公証132号3頁、松野嘉貞「任意後見契約締結の実情と問題点」ケース研究270号3頁、公証135号3頁、佐藤繁「成年後見と公証人の役割」新井誠編・成年後見341頁、永井敬一「ある公証役場における任意後見契約の実情」実践成年後見5号49頁、北野俊光「任意後見契約について」家裁月報55巻10号1頁がある。任意後見契約公正証書全般について検討した文献として、奥林潔「任意後見契約の実務」公証162号53頁、雨宮則夫・寺尾洋編著「Q & A 遺言・信託・任意後見の実務（第2版）」があり、後見登記等に関する法律の解説として、登記研究編集室編「成年後見登記の実務」がある。

また、任意後見契約締結の実情に関するアンケート結果の報告として、日本公証人連合会法規委員会「任意後見契約に関するアンケート調査結果について」公証132号101頁、河野信夫「任意後見契約の現状と将来—関東公証人会のアンケート結果を基として—」公証140号3頁がある。

（注2） 任意後見契約公正証書作成に際しての公証人の一般的な注意義務については、田山輝明「任意後見制度と公証人の役割」公証法学32号27頁、赤沼康弘「任意後見契約の現状と適正な運用のための課題」公証143号3頁を参照。

（注3） 東京家裁後見問題研究会「任意後見監督人選任申立事件の処理について」成年後見制度運用の状況と課題・判例タイムズ1165号41頁、別冊判例タイムズ36号（東京家裁後見問題研究会編著「後見の実務」）

（注4） 法務省民事局参事官室・成年後見制度の改正に関する要綱試案及び補足説明55頁、小林昭彦外・一問一答新しい成年後見制度172頁、小林昭彦外・新成年後見制度の解説227頁

【文例18】 任意後見契約（移行型）

委任契約及び任意後見契約公正証書

本公証人は、委任者〇〇〇〇（以下「甲」という。）及び受任者〇〇〇〇（以下「乙」という。）の囑託により、次の法律行為に関する陳述の趣旨を録取し、この証書を作成する。

第1 委任契約

第1条（契約の趣旨）

甲は、乙に対し、平成〇〇年〇月〇日、甲の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務（以下「委任事務」という。）を委任し、乙は、これを受任する（以下「本委任契約」という。）。

第2条（任意後見契約との関係）

- 1 本委任契約締結後、甲が精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況になったときは、乙は、速やかに、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の請求をしなければならない。
- 2 本委任契約は、第2の任意後見契約につき任意後見監督人が選任され、同契約が効力を生じた時に終了する。

第3条（委任事務の範囲）

- 1 甲は、乙に対し、別紙「代理権目録（委任契約）」記載の委任事務（以下「本件委任事務」という。）を委任し、その事務処理のための代理権を付与する。
- 2 乙は、甲の身上に配慮するものとし、適宜甲と面談し、ヘルパーその他日常生活援助者から甲の生活状況につき報告を求

め、主治医その他の医療関係者から甲の心身の状態につき説明を受けることなどにより、甲の生活状況及び健康状態の把握に努めなければならない。

第4条（証書等の引渡し等）

1 甲は、乙に対し、本件委任事務処理のために必要と認める範囲で、適宜の時期に、次の証書等及びこれらに準ずるものを引き渡す。

①登記済権利証・登記識別情報、②実印・銀行印、③印鑑登録カード、住民基本台帳カード、個人番号(マイナンバー)カード・個人番号(マイナンバー)通知カード、④預貯金通帳、⑤キャッシュカード、⑥有価証券・その預り証、⑦年金関係書類、⑧健康保険証、介護保険証、⑨土地・建物賃貸借契約書等の重要な契約書類

2 乙は、前項の証書等の引渡しを受けたときは、甲に対し、預り証を交付してこれを保管し、右証書等を本件委任事務処理のために使用することができる。

第5条（費用の負担）

乙が本件委任事務を処理するために必要な費用は、甲の負担とし、乙は、その管理する甲の財産からこれを支出することができる。

第6条（報酬）

〔報酬額の定めがある場合〕

甲は、乙に対し、本件委任事務処理に対する報酬として、1か月当たり金〇〇円を当月末日限り支払うものとし、乙は、その管理する甲の財産からその支払を受けることができる。

〔無報酬の場合〕

乙の本件委任事務処理は、無報酬とする。

第7条（報告）

- 1 乙は、甲に対し、〇か月ごとに、本件委任事務処理の状況につき報告書を提出して報告する。
- 2 甲は、乙に対し、いつでも、本件委任事務処理の状況につき報告を求めることができる。

第8条（契約の変更）

本委任契約に定める代理権の範囲を変更する契約は、公正証書によってするものとする。

第9条（契約の解除）

甲及び乙は、いつでも公証人の認証を受けた書面によって本委任契約を解除することができる。ただし、本委任契約の解除は、後記本任意後見契約の解除とともにしなければならない。

第10条（契約の終了）

本委任契約は、第2条第2項に定める場合のほか、次の場合に終了する。

- (1) 甲又は乙が死亡し、又は破産手続開始決定を受けたとき。
- (2) 甲又は乙が後見開始の審判を受けたとき。
- (3) 本委任契約が解除されたとき。

第2 任意後見契約

第1条（契約の趣旨）

甲は、乙に対し、平成〇〇年〇月〇日、任意後見契約に関する法律に基づき、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における甲の生活、療養看護及び財産の管理に関す

る事務（以下「後見事務」という。）を委任し、乙は、これを受任する（以下「本任意後見契約」という。）。

第2条（契約の発効時期等）

- 1 本任意後見契約は、任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる。
- 2 本任意後見契約締結後、甲が精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況になったときは、乙は、速やかに、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の請求をしなければならない。
- 3 本任意後見契約の効力発生後における甲と乙との間の法律関係については、任意後見契約に関する法律及び本任意後見契約に定めるもののほか、民法の規定に従う。

第3条（後見事務の範囲）

甲は、乙に対し、別紙「代理権目録（任意後見契約）」記載の後見事務（以下「本件後見事務」という。）を委任し、その事務処理のための代理権を付与する。

第4条（身上配慮の責務）

乙は、本件後見事務を処理するに当たっては、甲の意思を尊重し、かつ、甲の身上に配慮するものとし、その事務処理のため、適宜甲と面接し、ヘルパーその他日常生活援助者から甲の生活状況につき報告を求め、主治医その他医療関係者から甲の心身の状態につき説明を受けることなどにより、甲の生活状況及び健康状態の把握に努めるものとする。

第5条（証書等の保管等）

- 1 乙は、甲から本件後見事務処理のために必要な次の証書等及

びこれらに準ずるものの引渡しを受けたときは、甲に対し、その明細及び保管方法を記載した預り証を交付する。

- ①登記済権利証・登記識別情報、②実印・銀行印、③印鑑登録カード、住民基本台帳カード、個人番号（マイナンバー）カード・個人番号（マイナンバー）通知カード、④預貯金通帳、⑤キャッシュカード、⑥有価証券・その預り証、⑦年金関係書類、⑧健康保険証、介護保険証、⑨土地・建物賃貸借契約書等の重要な契約書類
- 2 乙は、本任意後見契約の効力発生後、甲以外の者が前項記載の証書等を占有所持しているときは、その者からこれらの証書等の引渡しを受けて、自らこれを保管することができる。
- 3 乙は、本件後見事務を処理するために必要な範囲で前記の証書等を使用するほか、甲宛の郵便物その他の通信を受領し、本件後見事務に関連すると思われるものを開封することができる。

第6条（費用の負担）

乙が本件後見事務を処理するために必要な費用は、甲の負担とし、乙は、その管理する甲の財産からこれを支出することができる。

第7条（報酬）

〔報酬額の定めがある場合〕

- 1 甲は、本任意後見契約の効力発生後、乙に対し、本件後見事務処理に対する報酬として、1か月当たり金〇〇円を当月末日限り支払うものとし、乙は、その管理する甲の財産からその支払を受けることができる。

2 前項の報酬額が次の事由により不相当となった場合には、甲及び乙は、任意後見監督人と協議の上、これを変更することができる。

- (1) 甲の生活状況又は健康状態の変化
- (2) 経済情勢の変動
- (3) その他現行報酬額を不相当とする特段の事情の発生

3 前項の場合において、甲がその意思を表示することができない状況にあるときは、乙は、甲を代表する任意後見監督人との間の合意によりこれを変更することができる。

4 前二項の変更契約は、公正証書によってしなければならない。

5 後見事務処理が、不動産の売却処分、訴訟行為、その他通常の財産管理事務の範囲を超えた場合には、甲は、乙に対し、毎月の報酬とは別に報酬を支払う。この場合の報酬額は、甲と乙が任意後見監督人と協議の上これを定める。甲がその意思を表示することができないときは、乙は、甲を代表する任意後見監督人との間の合意によりこれを定めることができる。この報酬支払契約は、公正証書によってしなければならない。

〔無報酬の場合〕

1 乙の本件後見事務処理は、無報酬とする。

2 本件後見事務処理を無報酬とすることが、次の事由により不相当となったときは、甲及び乙は、任意後見監督人と協議の上、報酬を定め、また、定めた報酬を変更することができる。

- (1) 甲の生活状況又は健康状態の変化
- (2) 経済情勢の変動
- (3) その他本件後見事務処理を無報酬とすることを不相当とす

る特段の事情の発生

3 前項の場合において、甲がその意思を表示することができない状況にあるときは、乙は、甲を代表する任意後見監督人との間の合意により報酬を定め、また、定めた報酬を変更することができる。

4 前二項の報酬支払契約又は変更契約は、公正証書によってしなければならない。

5 （報酬額の定めがある場合の第5項に同じ）

第8条（報告）

1 乙は、任意後見監督人に対し、3か月ごとに、本件後見事務に関する次の事項について書面で報告する。

- (1) 乙の管理する甲の財産の管理状況
- (2) 甲を代理して取得した財産の内容、取得の時期・理由・相手方及び甲を代理して処分した財産の内容、処分の時期・理由・相手方
- (3) 甲を代理して受領した金銭及び支払った金銭の状況
- (4) 甲の生活又は療養看護につき行った措置
- (5) 費用の支出及び支出した時期・理由・相手方
- (6) 〔報酬の定めがある場合〕報酬の収受

2 乙は、任意後見監督人の請求があるときは、いつでも速やかにその求められた事項につき報告する。

第9条（契約の解除）

1 甲又は乙は、任意後見監督人が選任されるまでの間は、いつでも公証人の認証を受けた書面によって、本任意後見契約を解除することができる。ただし、本任意後見契約の解除は、本委

任契約の解除とともにしなければならない。

- 2 甲又は乙は、任意後見監督人が選任された後は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、本任意後見契約を解除することができる。

第10条（契約の終了）

- 1 本任意後見契約は、次の場合に終了する。
- (1) 甲又は乙が死亡し、又は破産手続開始決定を受けたとき。
 - (2) 乙が後見開始の審判を受けたとき。
 - (3) 乙が任意後見人を解任されたとき。
 - (4) 甲が任意後見監督人選任後に法定後見（後見・保佐・補助）開始の審判を受けたとき。
 - (5) 本任意後見契約が解除されたとき。
- 2 任意後見監督人が選任された後に前項各号の事由が生じた場合、甲又は乙は、速やかにその旨を任意後見監督人に通知するものとする。
- 3 第1項第1号、第2号、第5号の各事由が生じた場合、甲又は乙は、速やかに任意後見契約の終了の登記を申請しなければならない。

【移行型の場合の委任契約の代理権目録】

代理権目録（委任契約）

- 1 甲の有する一切の財産の管理、保存

2 下記金融機関との全ての取引

- (1) ○○銀行○○支店
- (2) ○○信用金庫○○支店
- (3) ゆうちょ銀行
- (4) 甲が取引をするその他の金融機関

- 3 家賃、地代、年金その他の社会保険給付等定期的な収入の受領、家賃、地代、公共料金等定期的な支出を要する費用の支払並びにこれらに関する諸手続等一切の事項
- 4 生活に必要な送金及び物品の購入等に関する一切の事項
- 5 保険契約の締結、変更、解除、保険料の支払、保険金の受領等保険契約に関する一切の事項
- 6 登記の申請、供託の申請、住民票、戸籍事項証明書、登記事項証明書の請求、税金の申告・納付等行政機関に対する一切の申請、請求、申告、支払等
- 7 医療契約、入院契約、介護契約、施設入所契約その他の福祉サービス利用契約等、甲の身上監護に関する一切の契約の締結、変更、解除、費用の支払等一切の事項
- 8 要介護認定の申請及び認定に対する承認又は審査請求に関する一切の事項

【移行型における任意後見契約の代理権目録等】

任意後見契約の代理権目録、同意を要する旨の特約目録、代理権の共同行使の特約目録は、【文例17】 将来型における代理権目録等を参照。

No. 4・19頁、赤沼康弘「任意後見制度に関する改正検討メモ」成年後見法研究 No. 4・31頁、藤江美穂「任意後見制度改善についての検討より」成年後見法研究 No. 4・42頁等

(注3) 社団法人成年後見センター・リーガルサポート編「任意後見実務マニュアル」70頁、井上計雄編「相談事例からみた成年後見の実務と手続」282頁等

(注4) 例えば、日本司法書士会連合会／社団法人成年後見センター・リーガルサポート「任意後見制度の改善提言と司法書士の任意後見執務に対する提案」制度改善提言第2の2

(注5) 社団法人成年後見センター・リーガルサポート編「任意後見実務マニュアル」76頁、新井誠・赤沼康弘・大貫正男編「成年後見制度 法の理論と実務」(第2版) 337頁

(注6) 新井誠「任意後見制度の現状と課題」成年後見法研究 No. 4 19頁、日本司法書士会連合会／社団法人成年後見センター・リーガルサポート「任意後見制度の改善提言と司法書士の任意後見執務に対する提案」司法書士の任意後見執務に対する提案第1の2

【文例19】 任意後見契約(即効型)

任意後見契約公正証書

本公証人は、委任者〇〇〇〇(以下「甲」という。)及び受任者〇〇〇〇(以下「乙」という。)の囑託により、次の法律行為に関する陳述の趣旨を録取し、この公正証書を作成する。

第1条 (契約の趣旨)

甲は、乙に対し、平成〇〇年〇月〇日、任意後見契約に関する法律に基づき、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における甲の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務(以下「後見事務」という。)を委任し、乙は、これを受任する(以下「本契約」という。)

第2条 (契約の発効時期等)

- 1 本契約は、任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる。
- 2 乙は、本契約に基づく任意後見契約締結の登記完了後直ちに(〇〇日以内に)家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の請求をする。
- 3 本契約の効力発生後における甲と乙との間の法律関係については、任意後見契約に関する法律及び本契約に定めるもののほか、民法の規定に従う。

[第3条以下は、【文例17】将来型の文例に同じ。]

新版 証書の作成と文例 家事関係編〔改訂版〕

平成29年 3 月31日	第 1 刷発行
平成30年 4 月30日	第 2 刷発行
令和 3 年 6 月30日	第 3 刷発行
令和 5 年 5 月31日	第 4 刷発行
令和 7 年 1 月31日	第 5 刷発行

編著者 日本公証人連合会

発行者 橘 茂 雄

発行所 立 花 書 房

東京都千代田区神田小川町3-28-2

電話 03-3291-1561 (代表)

FAX 03-3233-2871

<https://tachibanashobo.co.jp>

全訂家事関係編 平成17年11月10日 初版発行

© 2017 日本公証人連合会 印刷・文唱堂印刷／製本・牧製本印刷

乱丁・落丁の際は弊社でお取り替えいたします。